

区立学校におけるいじめの重大事態の発生について

○ 品川区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況（令和7年度）

事案 番号	いじめ重大事態 の認定時期	いじめの態様の分類 (「いじめの防止等のための基本的な 方針」文部科学大臣決定より)	重大事態 の分類	学校種	品川区いじめ 対策委員会の 対応状況
6	令和7年9月	・金品をたかられる ・嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをされ たり、させられたりする ・パソコンや携帯電話等 で、誹謗中傷や嫌なこ とをされる	1号	中学校	調査中
7	令和7年9月	・軽くぶつかられたり、遊 ぶふりをして叩かれた り、蹴られたりする	1号2号	中学校	調査中
8	令和7年9月	・冷やかしゃからかい、悪 口や脅し文句、嫌なこ とを言われる ・軽くぶつかられたり、遊 ぶふりをして叩かれた り、蹴られたりする	2号	小学校	調査中

いじめの態様（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定より）

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（参考）

いじめ防止対策推進法

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

品川区いじめ防止対策推進条例

第 20 条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、速やかに、対策委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせるものとする。

- (1) いじめにより当該区立学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 対策委員会は、前項の規定による調査を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 教育委員会は、第 1 項の規定による調査を行った場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。